

明治学院大学ボランティア・センター規程

2006年1月13日 第653回常務理事会承認

2005年12月21日 大学評議会承認

(設置・目的)

第1条 学生等によるボランティア活動を促進するため、明治学院大学ボランティア・センター(以下「センター」という。)を置く。

(業務)

第2条 センターは、その目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) 学内外のボランティア活動に関する情報収集
- (2) 学生等に対するボランティア活動に関する情報の提供
- (3) 学生等に対するボランティア活動への参加機会の紹介
- (4) ボランティア活動に参加する学生等への助言と支援
- (5) 学内のボランティア団体への支援
- (6) その他、学生等のボランティア活動の促進に必要な業務

(運営委員会)

第3条 センター業務の重要事項を議するため、明治学院大学ボランティア・センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は次の委員をもって構成し、学長が委員長となる。

- (1) 学長
- (2) 副学長(大学キリスト教主義教育推進担当)
- (3) 各学部(含む教養教育センター)および法務職研究科選出教員1名
- (4) 宗教部長
- (5) 学生部長
- (6) 教務部長
- (7) センター長
- (8) センター長補佐
- (9) 大学事務局長
- (10) 横浜事務部長
- (11) ボランティア・コーディネーター
- (12) ボランティア活動推進委員のうち1名(専任教職員)

3 委員長は、原則として年一回の定例会を、その他、必要に応じて臨時会を招集、開催し、その議長となる。ただし、前項に定める構成員のうち、あらかじめ委員長が指名する者に議長を委嘱することができる。

(センター組織)

第4条 センターには次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) センター長補佐 1名
- (3) ボランティア・コーディネーター 2名
- (4) 非常勤ボランティア・コーディネーター 若干名
- (5) 事務職員 若干名

(センター長)

第5条 センター長は専任教員の中から、委員会の推薦により学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長は、センターの業務を統括する。

(センター長補佐)

第6条 センター長補佐は、専任教職員の中から、センター長の推薦に基づき学長が任命する。その任期は2年とし、再任を妨げない。

2 センター長補佐は、センター長の業務を補佐する。

(ボランティア・コーディネーター)

第7条 ボランティア・コーディネーターの任用等は、「ボランティア・コーディネーター任用等に関する規程」による。

2 非常勤ボランティア・コーディネーターの任用等は、「非常勤ボランティア・コーディネーター任用等に関する規程」による。

(評価・評価委員会)

第8条 ボランティア・コーディネーターは、2年ごとにセンター長の設置する評価委員会で評価を受ける。センター長は、その結果を学長に報告する。

2 前項に基づき設置する評価委員会は、副学長、学生部長、センター長、大学事務局長、その他センター長が指名し運営委員会の承認を得た者から構成する。

(活動推進委員会)

第9条 センターに、その事業の円滑な遂行を図るためボランティア活動推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。推進委員会は、センター長の諮問に応じて助言または提案を行うことを任務とし、若干名の推進委員によって構成される。

2 前項の推進委員は、ボランティア活動に識見を有する専任教職員、学生等、およびボランティア活動についての学外の有識者・実務家(2名以内)からなり、その任期は2年とし、再任を妨げない。専任教職員にあっては、所属長の推薦により、その他の者にあっては運営委員会の議を経て、センター長が委嘱する。

(学生スタッフ)

第10条 センターの業務の遂行にあたって、センター長は、学生の参加と協力を求めることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会および常務理事会に諮るものとする。

付 則

- 1 この規程は、2001年7月18日から施行する。
- 2 この規程の施行により、「明治学院大学ボランティア・センター暫定規程」は廃止する。
- 3 2002年4月1日一部改正施行(第3条第2項、教養教育センター設置による。)
- 4 2004年4月1日一部改正施行(第3条法務職研究科設置および委員にセンター長補佐追加による。)
- 5 2004年8月1日一部改正施行(第4条ボランティア・コーディネーター、事務職員数の変更による。)
- 6 2005年11月1日一部改正施行(第7条ボランティア・コーディネーター任用等に関する規程の新設による。第8条評価・評価委員会、新設)
- 7 2006年1月1日一部改正施行(コーディネーターを運営委員会委員とする。非常勤コーディネーターを新設する。)
- 8 2006年1月1日一部改正施行(第7条2項非常勤ボランティア・コーディネーター任用等に関する規程の新設による。)